

1－(2) 京都らしい町並み景観を形成するための京町家等の 新築・建て替えを可能とする建築基準法の改正

(国土交通省)

大きな戦災を免れた京都市には、伝統的な都市型住宅である京町家が約28,000軒（平成10年度 都心4区）存在し、今日なお京都独自の歴史的な町並み景観を構成するとともに、長い歴史の中で蓄積された独自の暮らしや文化を支えてきました。近年、これらの京町家等を修繕し、店舗や住宅として再生される事例も多く見られ、個性的で魅力的な都市空間を形成する資源として、また、新たな都心居住や事業を創出する場として、その価値が再認識されつつあります。

しかし、これらの京町家等の再生は、建築基準法の規定の対象とならない範囲の工事によるものであり、防火性や耐震性などについて十分な検証がなされているとはいえない状況にあります。このため、京都市においては国の補助金を活用して、限界耐力設計法に即した京町家等の耐震診断と耐震改修のマニュアルの策定に向けた調査研究を行ったところです。今後は、この調査研究の成果を施策化して京町家の耐震改修を促進するだけでなく、建築基準法の規定の対象となる大規模な修繕や模様替え、さらには新築によって京町家等の再生を一層促進し、町並みを積極的に再生していくことが求められています。

そこで、この調査研究に基づき京都市が定める基準に合致する耐震構造で施工する京町家については、建築基準法の構造に関する適用を除外するよう建築基準法を改正されるよう提案します。さらに、国において伝統工法の安全性の科学的解明を行い、建築基準法の枠組みの中に、伝統的工法に係る誰もが取り扱うことができる防火・構造規定を明記されるようお願いします。

提案事項

- 1 建築基準法の改正による京都市が定める基準に合致する耐震構造で施工する京町家に対する建築基準法の構造に関する適用除外
- 2 伝統的工法に係る防火・構造規定の建築基準法への明記

主な提案先：国土交通省（住宅局建築指導課）

本件に関する連絡先：都市計画局 建築指導部 指導課長 寺田敏紀 TEL075-222-3620